



特定商工業者「法定台帳」の登録について

この度、貴社（殿）は、商工会議所法（昭和28年8月1日公布法律第143号）及び通商産業省令（同年9月30日公布第52号）に基づき、本商工会議所の特定商工業者として指定され、「法定台帳」の登録をして戴く事になりました。尚、法令の概要は下記のとおりです。

記

- ◎ 本年4月1日現在で、本市内（旧朝倉町・杷木町は除く）に引き続き6ヶ月以上営業所・事務所・工場又は事業場を有し、次の各項のいずれかに該当される商工業者は、特定商工業者として当商工会議所に備え付ける「商工業者法定台帳」に登録をして戴くことになっております。**（法第7条）**
 - 1. 資本金額又は払込済出資総額が300万円以上の法人
 - 2. 営業所等の従業員数が20人（商業・サービス業は5人）以上の事業所
- ◎ 「商工業者法定台帳」に登録しなければならない事項は政令で次のとおりとなっております。正当な理由なしにこの登録を拒んではならないことになっておりますのでご了承下さい。**（法第13条）**
 - 1. 個人の場合 氏名又は名称及び住所
法人の場合 代表者の氏名及び資本金額又は払込済出資総額
 - 2. 事業の種類
 - 3. 事業の開始年月
 - 4. 本商工会議所の地区(旧甘木市)内の営業所・事務所・工場又は事業場の名称・所在地及び管理者の氏名
 - 5. 上記営業所等の事業の種類・従業員数及び最近1年間に於ける売上高
 - 6. 本年の4月1日現在における資本金額若しくは払込済出資総額
- ◎ 「商工業者法定台帳」に登録された事項で、その業者の秘密となっている事項を当商工会議所が他に漏らしたり、窃かに用いたりすることは絶対に致しません。**（法第11条）**
- ◎ 「商工業者法定台帳」に登録された事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を当商工会議所までお届け願います。**（法第10条）**
- ◎ 特定商工業者として指定された方は、政令の定めにより「商工業者法定台帳」の作成や管理、運用に要する経費として年額2,000円を当商工会議所にお納め願います。**（法第12条）**
- ◎ 当商工会議所に備え付ける「商工業者法定台帳」に登録され、その経費（負担金）をお納めになった方には次のような権利や特典があります。
 - (1) 当商工会議所の1号議員を選挙する権利が1個与えられます。
 - (2) 当商工会議所の定款・規約・決算関係の書類を閲覧する権利があります。
 - (3) 当商工会議所の中小企業相談所・図書・会議室等の機関や施設を利用できます。
 - (4) 商取引に関する調査や照会・証明を当商工会議所に依頼できる特典があります。
 - (5) 当商工会議所の講演会・講習会・説明会・見学会その他の催物に参加できます。
 - (6) 当商工会議所の資料・調査報告書などの刊行物が閲覧でき、頒布を受けられます。
 - (7) 当商工会議所で刊行する『特定商工業者名簿』に貴社名・所在地・事業の種類等を掲載の上、全国の商工会議所・その他の関係機関にご紹介し、またその名簿の頒布を受けられます。
- ◎ 「商工業者法定台帳」は、当商工会議所で最善の注意を以て管理し、商工業の振興を図るための貴重な資料として業者各位の商取引の斡旋等、その他の面で活用されています。

「商工業者法定台帳」の登録についてのお尋ねは、朝倉商工会議所までお尋ね下さい

(TEL : 0946-22-3835)

令和5年5月

特定商工業者 各位

朝倉商工会議所



商工業法定台帳の登録についてのお願い

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、貴社は商工会議所法に基づき、特定商工業者として指定され、ご登録して戴くことになりましたので、ご案内申し上げます。

この台帳は、重要な経済基礎資料となる外、御社の今後の商取引の斡旋、照会などに幅広く活用されます。

尚、この法定台帳整備管理に要する負担金として、年額2,000円をお願い致します。

つきましては、所定事項をご記入の上、7月20日までにご返信戴きますようお願い申し上げます。なお、期日までに異議の申し出がない場合は、勝手ながらご同意いただいたものとさせていただきますのでご了承ください。

このお願いの案内は昨年ご登録いただいた事業所含め全事業所へ毎年ご案内しております。

何卒ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

◎法定台帳は、昨年ご登録済の事業所も再度提出をお願いします。

負担金は令和5年10月1日～令和5年10月20日迄に納入お願い致します。

尚、当所会費口座振替事業所は令和5年10月20日に口座振替させていただきます。

出費多端の折、恐縮に存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

○お振込の場合

福岡銀行	甘木支店	普通預金	0060914
筑邦銀行	甘木支店	普通預金	0206707
西日本シティ銀行	甘木支店	普通預金	0964785
福岡中央銀行	甘木支店	普通預金	0018496
筑後信用金庫	甘木支店	普通預金	0028215

(朝倉商工会議所 会頭 大隈晴明 名義)

*振込手数料は貴社にてご負担願います。

※会議所法、特定商工業者についての詳細資料、法定台帳登録票は会議所ホームページに掲載しています。(引用して入力可能)

会議所HP : <http://www.asakuracci.com> 電子メール : info@asakuracci.com

※本件問合せ先：朝倉商工会議所 (担当：飯田)

(TEL : 22-3835 FAX : 22-5166)

商工業者法定台帳

(令和5年4月1日現在)

- ◆この商工業者法定台帳にご登録いただいた事項は、本会議所の事業の適正かつ円滑な実施に資する目的にのみ、本台帳を運用いたします。(商工会議所法第11条第1項)
- ◆本会議所は、本台帳を善良なる管理者の注意をもって管理いたします。(同法第11条第2項)
- ◆外部に秘密の事項は、赤で○印を付けてください。
- ◆本会議所が、秘密に属する事項を他に漏らしたり、窃用したりすることはありません。(同法第11条第3項)

①本店の事項をご記入ください。

本店が本会議所の地区外にある場合は地区内支店(営業所、事務所、工場又は事業場)の事項をご記入ください。

(フリガナ)	代表者の資格および氏名		
名称または氏名(商号)			
所在地			
電話番号	FAX	電子メールアドレス	ホームページURL
事業の種類	事業開始期	資本金額又は払込済出資総額	
	年 月	千円	
	従業員数	最近一年間における概算売上高	
	人	千円	

②本店が本会議所の地区外にある場合の本店事項をご記入ください。(本店が地区内の場合は無記入)

(フリガナ)	代表者の資格および氏名		
名称または氏名(商号)			
所在地			
電話番号	FAX	電子メールアドレス	ホームページURL
事業の種類	事業開始期	資本金額又は払込済出資総額	
	年 月	千円	

③①記入以外で、本会議所の地区内の営業所等がある場合、その名称、所在地及び管理者の氏名をご記入ください。

名称	所在地	管理者氏名	電話番号

④特記事項がございましたらご記入ください。(商標特許等の概要その他営業の特徴など)

--

◎漢字はカインショで、数字はアラビア数字で、フリガナはカタカナで、お書きください。